

(2) その他のグループホームに対する各部局の対応状況

【消防局】

ア 緊急立入検査の実施

2月9日(土)と10日(日)に、グループホームにおける防火安全対策の徹底を図るため、市内の69施設を対象に緊急立入検査を実施。9施設に対し11項目を指導

○ 違反の内容

- 防災物品未使用 5件
- 避難訓練未実施 3件
- 点検報告未実施 2件
- 自動火災報知設備一部不備 1件

※ 2月18日現在、全ての指導事項については是正確認済み。

【福祉部】

ア 緊急調査の実施

(ア) 事業所の状況

- ① ユニット 集合：53カ所 分散(※)：16カ所
(※ 1ユニットが複数階に分かれているもの)
- ② 調理器具 ガス：34カ所 IH：35カ所

(イ) 利用者の状況

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 要支援2 | 0.2% | 最高年齢 | 107歳 |
| 要介護1 | 8.4% | 最低年齢 | 55歳 |
| 要介護2 | 26.8% | 平均年齢 | 85.6歳 |
| 要介護3 | 31.7% | 車椅子利用 | 37.2% |
| 要介護4 | 19.7% | 寝たきり | 5.1% |
| 要介護5 | 13.2% | 平均介護度 | 3.0 |
| 計 | 100% | | |

(ウ) スプリンクラーの設置状況

69 事業所中、9 事業所未設置（うち免除 2、設置義務無 7）

(エ) スプリンクラー未設置事業所へのアンケート調査結果（2 月 14 日現在）

| 理由 | 事業所数 | 設置予定 | 未定(検討する) | 設置予定なし |
|---------|------|------|----------|--------|
| 経済的理由 | 5 | 1 | | |
| | | | 2 | |
| | | | | 2 |
| 構造的理由 | 1 | | | 1 |
| 大家の了承 | 1 | 1 | | |
| 消防法上の取扱 | 2 | 2 | | |
| 計 | 9 | 4 | 2 | 3 |

【未設置の理由及び設置予定がない理由】

- ・経費の負担が大きかったため。
- ・補助金では不足するため。
- ・タンクを設置する場所がないため、自動消火器設置。地域との連携等ソフト面でカバー。
- ・賃貸であるため了承が得にくいため。

【建築部】

ア 緊急点検の実施

(ア) 対応状況

今回の事故を受け、その他のグループホーム 69 施設を対象として、火災発生の日である 2 月 9 日（土）から 15 日（金）まで、建築基準法上の防火・避難に係る規定を中心に緊急点検を実施した。

その結果、10 施設において 20 件の違反があり、非常用照明の未設置、排煙設備の不備、防火区画（縦穴区画）不備等が主なものであった。

また、25 施設において 33 件の維持管理上の不備があり、非常用照明の球切れ、バッテリー不良、排煙窓の開閉不良等が主なものであった。

この緊急点検時に現地で建築基準法違反及び維持管理の不備について口頭指導を行った。

その後、再度、建築基準法違反があった 10 施設について現地調査を行い、施設の管理者に対して違反事項を説明し文書による指導を行って是正計画書の提出を求めている状況である。（平成 25 年 3 月 25 日現在）

○ 違反項目（69 施設中、10 施設に 20 件）

| 違反項目 | 件数 |
|---------------------|----|
| 非常用の照明装置未設置 | 4 |
| 排煙設備の不備 | 3 |
| 外壁の開口部の防火戸不備 | 3 |
| 防火区画（竪穴区画）不備 | 2 |
| 用途変更手続き不備 | 2 |
| 防火上主要な間仕切り壁不備 | 1 |
| 屋外避難階段不備 | 1 |
| 防火地域内の建築物の不備 | 1 |
| 建築確認、完了検査手続き不備 | 1 |
| 準防火地域内外壁及び軒裏防火構造の不備 | 1 |
| 屋根不燃不備 | 1 |
| 合 計 | 20 |

○ 維持管理不備項目（69 施設中、25 施設に 33 件）

| 維持管理不備項目 | 件数 |
|-------------------------------|----|
| 非常用の照明装置器具不良 （球切れ、バッテリー不良） | 20 |
| 廊下、階段室内に物品あり | 7 |
| 排煙窓の開閉不良 | 3 |
| 防火扉の開閉不良 | 2 |
| 施錠装置不備 | 1 |
| 合 計 | 33 |

※ 24 施設 32 件が改善済又は改善中
（残り 1 施設 1 件については改善指導中）

(3) 防災・安全対策研修会の実施について（添付資料【別紙1～3】）

ア グループホーム等に対する集団指導の実施

(ア) 実施日 平成25年2月20日（水） 13時30分～14時50分

(イ) 対象 市内のグループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の職員（90事業所 128人）

(ウ) 講習内容 防災対策と安全管理について

(エ) 主催 福祉部福祉総務課、建築部建築指導課、消防局予防課

イ グループホームを対象とした防火管理対策研修会の実施（資料別紙2）

(ア) 実施日 平成25年2月28日（木） 14時00分～15時30分

(イ) 対象 長崎県内の認知症高齢者グループホームの防火管理者等（330事業所）

(ウ) 講習内容 グループホームにおける防火安全対策等

(エ) 主催 長崎県認知症グループホーム連絡協議会、長崎県福祉保健部長寿社会課、長崎市消防局

ウ 類似の福祉施設を対象とした防火研修会の実施

(ア) 実施日 平成25年3月4・5日 中央・北各消防署
3月7日 南消防署

(イ) 対象 消防局管内の類似福祉施設（160施設）の関係者

(ウ) 講習内容 初期消火・通報・避難誘導訓練実施要領
搬送要領実技及び消火器取扱訓練 等

(エ) 主催 各消防署

エ 介護保険事業所に対する集団指導（資料別紙3）

(ア) 実施日 平成25年3月21日（木） 13時00分～16時30分

(イ) 対象 市内の介護保険事業所の職員（965事業所）
（当日出席者 836事業所 898人）

(ウ) 講習内容 薬剤管理、長崎市における虐待の現状、条例の施行
福祉施設の防災・防火対策について

(エ) 主催 福祉部福祉総務課、高齢者すこやか支援課、建築部建築指導課、消防局予防課

5 グループホーム火災事故に関する課題

(1) 行政（長崎市）としての課題

ア 関係部局間の情報共有や協力体制などの連携が不十分

(ア) グループホーム等の指定又は指定更新時に、設備等に関して消防法や建築基準法に適合しているかの確認が不十分であった。

(イ) グループホーム等に関する消防法及び建築基準法に関する違反情報を共有し、是正するための協力体制が不十分であった。

(ウ) グループホーム等の実地指導等に関して、関係部局の連携がないため、調査結果等についての情報共有や協力体制が不十分であった。

イ 法令や指定基準に違反する事業所への指導または処分の不徹底

違反に対する行政指導が単発に終わり、是正につながっていないため、実質的な効果を挙げられていない。

(2) 事業者の課題

事業者の防災・安全対策に関する意識や取組みが不十分。居宅に近い形での共同生活を重視しつつも、一方で多数の認知症の高齢者の介護を行うことによる災害時への対応を行う必要がある。

対応にあたっては、設備面だけではなく、運営面でも経営努力をする必要がある。

(3) 法や制度上（国）の課題

ア グループホーム等におけるスプリンクラーの設置基準及び設置のための助成制度の問題

(ア) 275㎡未満のグループホームにはスプリンクラーの法的設置義務がない。

(イ) スプリンクラー設置の補助制度は1㎡9,000円であるが、設置費用としては不足するため、事業所に経済的負担を強いることになる。

イ 夜間の人員配置の問題

グループホームの夜間の人員配置基準は1名以上であるが、職員1名では非常災害時の対応は困難であり、加えて、夜間ケア加算などの現行の介護報酬体系では事業所の経済的負担から2名以上の配置はできない状況にある。また、基準上2名配置となった場合に、人員の確保は現実的に困難という事業所の意見がある。

ウ 外部評価の問題

既存の外部評価制度については、事業所の自己評価や事業所への聞き取りを主に行っており、実質的に形骸化している。

6 今後の基本方針

(1) 関係部局間の情報共有と協力体制の構築

ア 介護保険事業所の指定又は指定更新時における消防法や建築基準法への適合状況について、独自の確認方法・体制を確立する。

イ 関係部局が連携した実地指導等の方法について見直しを図る。

(2) 事業者への指導の徹底

関係部局の連携の下、是正されるまでの徹底した指導体制を確立する。

(3) 国への働きかけ

ア 法令等の整備が必要なものについては国に要望を行う

イ 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会に委員として参加

(4) 事業所と行政、地域の一体的な取組み

事業者の防災・安全対策に対する意識を高め、防災非常災害時の取組みについては、事業者と行政や地域住民等とが十分な連携を図った上で一体的に取り組んでいく。

7 今後の対応策

(1) 関係部局間の情報共有と協力体制の構築

ア 建物の構造・設備が建築基準法に適合しているかどうか確認するため、事業者から提出された設計図書等に基づき、事業者、建築士立会いのもと、建築指導課による現地調査及び適合確認を行う。確認の結果、改修工事等の是正が必要な事業所については、福祉部・建築部・消防局が連携し、指導だけではなく、事業者と一体となって改善策について協議や検討を行い、利用者の安全性が確保できる状態まで是正ができるよう取り組むものとする。

イ 各部局の事業所への指導・協議状況について、情報提供連絡表を活用し情報を共有する。共有した情報に基づき効果的な指導を行う。

また、事業者が日常的に建物の自主点検を行うことができるよう、福祉・建築・消防の項目を取りまとめたマニュアル及びチェックシートを作成する。通常の実地指導に加えて、福祉部と消防局が合同で安全点検項目に特化した実地指導を行う。

(2) 事業者への指導の徹底

建築基準法違反の早期発見と状況確認の重点化、違反事項に応じた段階的かつ継続的な違反是正指導の実施、各部局が相互に連絡調整及び情報共有を図るとともに、連携した是正指導を行う。是正がなされない事業所については、指定の停止や取消も視野に入れた指導を行う。

(3) 国への働きかけ

グループホーム等のスプリンクラー設置に関する面積要件の撤廃と実質的に十分な助成制度の見直し、夜間の人員配置基準の見直しとそれに必要な介護報酬単価の見直し、実効性のある外部評価の見直しについて、国へ要望を行う。

(4) 事業所と行政、地域の一体的な取組み

事業者に対し、避難訓練の充実や防災・安全に係る自主点検の実施、防災物品・防災製品等の活用、内装等の不燃化処理について働きかけを行うとともに、行政も避難訓練状況の確認等に特化した実地指導の実施や運営推進会議を活用した非常用設備の点検等を行う。避難訓練や運営推進会議への出席を通じて地域との協力体制を構築する。

8 具体的対応策

(1) スプリンクラーを設置していないグループホームへの対応

ア 安全確認のための建物点検に必要な設計図書の提出依頼

建物の構造・設備が建築基準法に適合しているかどうか確認するため、事業者が設計図書を提出する。

イ 設計図書に基づく現地調査及び適合確認の実施

事業者から提出された設計図書に基づき、建築指導課による現地調査及び適合確認を行う。

ウ 是正が必要な事業所へのきめ細やかな指導（3部局連携）

確認の結果、改修工事等の是正が必要な事業所については、重大かつ緊急なものからは是正を指導する。3部局が連携し、利用者の防火、避難の安全性が確保できるまで、事業者と一体となって改善策について協議や検討を行う。各部局の事業所への指導・協議状況については、情報提供連絡表を作成し、電子メールを活用し情報を共有する。共有した情報に基づき効果的な指導を行う。

スプリンクラー未設置のグループホームについて、建築基準法、消防法上における建物の安全性の確保及びスプリンクラーの早期設置を図るため、新たな貸付制度を創設し、無利子の貸付を行うこととした。

【事業内容】

市内の認知症高齢者グループホームに対し、建物の安全性の確保及びスプリンクラーの設置にかかる費用の貸付を行う。

(ア) 設計図書等作成費用について貸付を行うもの。

貸付額：200 千円×9 施設＝1,800 千円

(イ) 安全性確保のための改修費等について貸付を行うもの。

貸付額：10,000 千円×9 施設＝90,000 千円

(ウ) 平成 25 年度の高齢者福祉施設整備事業費補助金を活用し、スプリンクラーを設置する事業所に対し、その設置にかかる費用の貸付を行うもの。

貸付額：スプリンクラー設備の設置にかかる総事業費－補助額（延床面積合計×補助単価）

30,355 千円－16,407 千円（1,823 ㎡×9 千円）＝13,948 千円

（事業者負担分）

(2) スプリンクラーを設置しているグループホーム等への対応

建築基準法、消防法上における建物の安全性の確保を図るために次のことを実施する。

ア 設計図書の所有状況調査

事業所の設計図書を所有しているかについて調査を行う。

イ 安全確認のための建物点検に必要な設計図書及び防火・避難規定等
チェックリストの提出依頼

建物の構造・設備が建築基準法に適合しているかどうか確認するため、事業者へ設計図書及び建築基準法に基づく防火・避難規定等のチェックリストの提出を求めることとする。チェックリストについては、建築士が作成及び確認を行ったものとする。

ウ 設計図書、チェックリストに基づく現地調査及び適合確認の実施

事業者から提出された設計図書、チェックリストに基づき、事業者、建築士立会いのもと、建築指導課による現地調査及び適合確認を行う。現地確認については、指定更新時期の早いものから優先的に実施する。

エ 是正が必要な事業所へのきめ細やかな指導（3部局連携）

確認の結果、改修工事等の是正が必要な事業所については、重大かつ緊急なものからは是正を指導する。3部局が連携し、利用者の防火、避難の安全性が確保できるまで、事業者と一体となって改善策について協議や検討を行う。各部局の事業所への指導・協議状況については、情報提供連絡表を作成し、電子メールを活用し情報を共有する。

共有した情報に基づき効果的な指導を行う。そのために必要な公的支援については、今後引き続き検討する。

なお、是正が行われず、適合確認がとれない事業所については、指定更新を行わないものとする。

(3) 事業者への働きかけ

ア ハード面

(ア) 建物に関する安全点検の実施

設計図書等に基づき、建築士、建築指導課の立会いにより、防災・安全に係る点検を実施する。

(イ) 防災物品・防災製品等の活用

カーテンやじゅうたん以外の寝具等についても、積極的に防災製品を活用する。

(ウ) 内装等の不燃化処理

火災の延焼を防止するため、居室の内装等について法令に適合するほか不燃化処理に努める。

イ ソフト面

(ア) 防火意識の向上のための避難訓練等の実施

年2回総合訓練を実施し、うち1回は夜間を想定したものとする。

総合訓練の他、初期消火・避難誘導・消防への通報等の部分訓練を毎月1回実施することで、全職員が訓練に参加できるようにする。また、消防局で実施する防火研修会にも参加することとする。

(イ) 安全に関する日常点検

長崎市作成の点検マニュアル及びチェックシートにより、防災・安全に係る自主点検を行う。

(ウ) 運営推進会議の活用

2月に1回開催される運営推進会議の際に、事業所内の非常用設備の点検を行うこととする。また、避難訓練の実施状況についても報告するものとする。そのことが、より実効性のある外部評価につながる。

(エ) 安全に関する協力体制の構築

避難訓練や運営推進会議への参加など、自治会及び近隣住民等地域住民と連携し非常災害時の協力体制を構築する。

(4) 長崎市としての取り組み

ア 6年ごとの指定更新の実施方法

今回是正後の指定更新にあたっては、設計図書、チェックリストを基に3部局が合同での現地確認を行ったうえで更新の決定を行う。

また、今回使用した設計図書及びチェックリストの有効期間としては3年間とする。3年後に更新時期が来る事業所については、事業所において設計図書及び建築士によるチェックリストを提出することとする。

イ 安全確保のために必要な点検等の指導

事業所が自主的に防災・安全に係る点検を行うことができるよう、点検マニュアル及びチェックシートの活用を図るとともに、現場に適したものとなるよう随時見直しを図る。

ウ 安全確保のためのきめ細やかな指導監査

福祉と消防が合同で、避難訓練状況の確認や安全点検項目に特化した実地指導を年1回行う。

エ 法令や指定基準に違反する事業所への指導の徹底

(ア) 建築基準法違反の早期発見と状況確認の重点化

建築基準法違反の拡大を防止するには、早期に違反を発見することが重要なことから、違反建築防止週間や外勤時のパトロールを強化し、違反事項の把握を図る。

建築後年数を経過しているグループホーム等については、事業者及び建築物の所有者等に対して、増築等の有無や時期について図面等の提出を求め、違反事項の状況確認を重点的に行うものとする。

(イ) 違反事項に応じた段階的かつ継続的な違反是正指導の実施

複数の違反項目が存在するものは、是正に大規模な工事が必要となり、すべての是正措置を一度に早急に実施することは困難であるため、利用者の防火、避難の安全性を確保したうえで、違反内容が重大であり緊急性のあるものから重点的かつ優先順位をつけた段階的な違反是正指導を行い、最終的には全ての違反を是正させることとする。

事業者自らが自発的に是正するよう促すことが重要であることから、是正のために必要な措置をできるだけ具体的に分かりやすい表現で伝え、粘り強く是正指導を行うものとする。

(ウ) 関係部局との連携した違反是正指導の実施

これまでの防災査察等の違反事項については、建築基準法及び消防法等、それぞれで是正指導を行ってきたが、関係部局相互の連絡調整及び情報共有を図るとともに連携した是正指導を行うこととする。

建築基準法の違反を是正指導するにあたり、福祉部局での避難訓練等の実施状況、消防部局の消防設備の設置状況及び消防点検の結果等を考慮する。

建築基準法等に違反し是正がなされない事業所については、指導⇒是正勧告⇒是正命令を行い、従わない場合は、指定の停止や取消も視野に入れた指導を行う。

オ 行政と事業所が連携した評価・支援制度の検討

(ア) 防災・安全に配慮している事業所としての認証

福祉・消防・建築の観点から、防災・安全に配慮がなされていると認められる優良な事業所について、「防災・安全優良事業所」として認証を行う。

3年ごとに見直し、訓練の実施、設備の改善、運営推進会議の定期開催等を評価項目とし有効活用を図る。

(イ) 事業所連絡協議会等と連携を図り、安全面の確保及び事業所の質の向上に努める

カ 庁内間の連携

庁内関係部局の連携を図るため、福祉関連施設連絡協議会を設置する。

キ 職員研修

実地指導を行う職員や運営推進会議に出席する職員に対し、防災・安全に係る事前研修を行う。

(5) 国への働きかけ

ア グループホーム等のスプリンクラー設置に関する面積要件の撤廃と実質的に十分な助成制度の見直し

利用者の安全確保のため、全てのグループホーム等についてスプリンクラーの設置を義務化するよう法律の見直しと、設置に係る事業者の費用負担に配慮した助成制度の見直しについて要望を行う。

イ グループホーム等の夜間の人員配置基準の見直しとそれに必要な介護報酬単価の見直し

夜勤職員を1人としている現行基準の見直しと、人員の増員配置に伴う介護報酬単価の見直しについて要望を行う。

ウ 実効性のある外部評価の見直し

外部評価が、事業者が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から適切にサービスの評価を行うものとなるよう、制度の見直しについて要望を行う。

9 今後の課題について

(1) グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所以外の施設等への対応

有料老人ホーム（45 件）、通所介護事業所（171 件）、障害者グループホーム（41 件）・ケアホーム（31 件）、認可外保育所（17 件）、サービス付き高齢者向け住宅（8 件）についても、今回の検討に基づき対応する必要がある。

(2) 法令違反等の是正がなされない場合の行政指導及び行政処分

建築基準法等に違反し是正がなされていない事業所については、指導⇒是正勧告⇒是正命令を行い、従わない場合は、指定の停止や取消も視野に入れた指導を行う。その際、利用者の受け入れ先について、事業者とも連携し確保する必要がある。

(3) システムの構築

現在ある「違反建築物等処理台帳」を過去の違反指導の履歴が検索できるようなものに見直し、複数回違反を繰り返すような所有者、設計者及び施工者等を強く指導し、他部局からの問い合わせに対応できるような体制を整備し、情報の共有化を図るものとする。

(4) 人員体制の確保

建築指導課及び福祉総務課における実地確認において、部局間の相互連携を図り、確認体制を図るため人員体制の確保が必要と思われる。

(5) 防災物品・防災製品の普及（市民・事業者）

グループホーム等は、居宅に近い形での生活を重視しており、自宅で使用していたもの（カーテン、じゅうたん等）を持ち込むケースがあり、それが防災物品等でない場合がほとんどである。

防災物品等が、広く一般に普及することにより、グループホーム等で使用される物品についても防災物品等となっていくと思われることから防災物品・防災製品の普及を図るものとする。

(6) 安全に関する協力体制の構築

事業者と行政や地域住民等とが十分な連携を図った上で、非常災害時の協力体制を構築する必要がある。